

# 生活

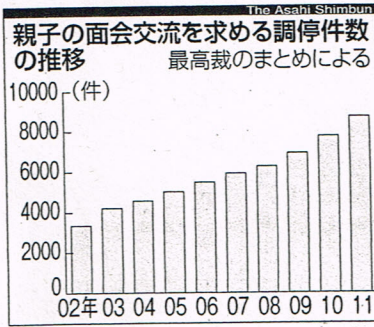
seikatsu@asahi.com

## 離婚後の親子面会を支援

離婚後や離婚調停中で会えない親子の面会交流を活発化させようと、面会交流法について明記した改正民法が4月に施行された。親同士は感情の対立が大きく、実現は相変わらず難しいが、面接を支援しようという動きも広がりつつある。

東京都の会社員の女性(42)は昨年、2歳の長男と家を出て、現在、夫と離婚協議中だ。夫は「子どもに会いたい」と言うが、最初は気が進まなかった。「夫と接点を持

ちたくないし、交流中に子どもを連れ去られてしまうのでは」とも思った。面会させるかどうか、調停で争うことも考えたが、面会交流の支援団



## 国が調整促す仕組み作り

**面会交流**  
離婚後、一緒に暮らしていない親と子が定期的に会う。父母間で決めるのが望ましいとされるが、これまでに根拠となる法や規則はな

かった。改正民法は面会交流と養育費の分担について「父母は子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と明文化した。最高裁は「積極的な活用を促したい」としている。

体が開いた説明会に出て「一度やってみよう」と考えた。今年4月、自宅近くの子育て支援施設で初めて夫に長男を預けた。自分は近くで待ち、2時間後、夫は時間通りに長男を帰した。長男は父と会えたうれしさのせいか、はしゃいでいた。「この子にとって父親は彼。将来、お父さ

んを知らないという引け目を感じさせてはいけない」。交流を続けることを決めた。面会交流を巡る調停は年々増えている。最高裁によると、2011年は8714件で、02年の2.6倍になった。最高裁家庭局の浅香竜太・第一課長は「DVなどがない限り、裁判官が両親に面会

交流の意義を説明しているが、感情的な対立から、会う回数や方法の合意が難しい」と話す。

親同士で調整が難しい場合、日程の調整や面会交流の立ち会いをしてくれる支援団体もある。ただ、ほとんどが1回につき数千円〜1万円と有料だ。支援団体は都市部に多く、地方だと近くに手段がない人も多い。

利用を上げようと、厚生労働省は今年から自治体が民間と同様の支援をする場合の補助事業を始めた。東京都は補助を利用し、元家裁調査官らが面会交流を支援する「家庭

問題情報センター」(FPIC)に業務を委託し、5月から支援事業を始めた。中学生以下の子を持つ親は、無料(収入による制限あり)で利用できる。大阪市は「必要性は認識しているのでどういった支援ができるか検討したい」としている。

FPIC常務理事の山口恵美子さんは「別れた親と会うことで子どもは『両親に愛されている』と自分を肯定できる。親の思いだけでなく面会交流を続けることが大事。さまざまな家庭が利用できるような公的支援を拡充すべきだ」と話す。(畑山敦子)